

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第十六号

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条（略） <small>（添付書面等の省略）</small> 第九条 条例第七条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、県の機関等が別に定めるものとする。	第八条（略）
第十条・第十一条（略）	第九条・第十条（略）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。